

令和3年1月以降に作成する書誌データ
各グループで使用する基準等

	全国書誌グループ	蔵書目録グループ	個別グループ
対象資料／データ	国内で刊行された出版物及び外国で刊行された日本語出版物の書誌データ(全国書誌データ)。	外国で刊行された日本語以外の図書・非図書・逐次刊行物、博士論文、和古書・漢籍、欧文会議録など国立国会図書館が所蔵する資料の書誌データ(全国書誌データを除く)。	総合目録、雑誌記事索引等に採録される書誌データ及び特殊な資料を対象とする書誌データ。
目録規則	NCR ¹ を採用。整理区分によって資料群や詳細度を決定。	原則として、NCR 又は RDA ² を採用。	個別に定義。
分類表	NDLC ³ による分類記号を請求記号の排架用分類記号として使用。整理区分によって、NDLC や NDC ⁴ による分類記号を主題分類として付与。	NDLC による分類記号を請求記号の排架用分類記号として使用。必要に応じて NDLC による分類記号を主題分類として付与。また、利用する外部データ(他機関で作成した書誌情報)に分類記号が含まれている場合は、それを活用。	
件名標目表	NDSLH ⁵ を採用。整理区分によって、件名を付与。	件名を付与しない。ただし、利用する外部データに件名が含まれている場合は、それを活用。	
ジャンル・形式用語表	NDLGFT ⁶ を採用。整理区分並びに資料の内容及び形式によりジャンル・形式用語の付与を決定。	NDLGFT を採用。整理区分並びに資料の内容及び形式によりジャンル・形式用語の付与を決定。	
典拠管理	典拠形アクセス・ポイントの統一を図るため、同一の体系による典拠データを作成し、統合して維持管理。整理区分によって、典拠管理の有無・レベルを設定。	典拠データを作成しない。ただし、国立国会図書館作成の典拠データが既に存在している場合に、必要に応じて典拠形アクセス・ポイントを記録。また、利用する外部データに典拠管理された典拠形アクセス・ポイントが含まれる場合は、その活用を図る。	
書誌データの詳細度	別紙「整理区分ごとの書誌データ水準」を参照。	別紙「整理区分ごとの書誌データ水準」を参照。	

¹ 『日本目録規則 2018年版』。日本の標準目録規則として、[日本図書館協会](#)が作成・維持。令和3年1月から適用開始。

² 『Resource Description and Access :RDA』。『英米目録規則 第2版』(AACR2)の後継規則として米国図書館協会等によって策定された目録規則。AACR2に代えて平成25年4月から適用開始。

³ 『国立国会図書館分類表』。国立国会図書館が国内・国外から収集するすべての蔵書を効率的に管理し利用するために作成・採用している一館分類表。

⁴ 『日本十進分類法 新訂10版』。[日本図書館協会](#)が作成・維持し、日本の図書館で広く利用されている分類法。平成29年3月までは『日本十進分類法9版』を適用。

⁵ 『国立国会図書館件名標目表』。国立国会図書館の目録に適用している件名標目のうち、普通件名、細目、一部の固有件名(言語名、動植物名など)を収録。

⁶ 『国立国会図書館ジャンル・形式用語表』。令和3年1月から適用開始。